

6月の市民相談 市民相談課 ☎(292)0880

当面の間、電話相談のみとなります。

相談名	相談員	日時
市民相談 (市民生活全般)	市民相談課 相談員	(月)~(金) 祝除 8時30分~17時15分
法律 (相続・離婚など) 予	弁護士	毎週(水)、第2・4(金) 祝除 10時30分~15時30分 (12時~13時30分除く)
相続 (事前相談・手続き) 予	NPO法人相続 アドバイザー 協議会会員	2日(火)・16日(火) 13時~16時
行政書士 (遺言書など作成) 予	行政書士	4日(木) 13時~16時
住宅 (修理・改築など) 予	建築職組合員	9日(火) 9時~12時
不動産 予	宅地建物取引業 協会会員	9日(火) 13時~16時

相談名	相談員	日時
建築 予	建築士事務所 協会会員	18日(木) 9時30分~12時
税務 (税金のこと) 予	税理士	18日(木) 13時~16時
登記 (相続登記など) 予	司法書士	19日(金) 13時~15時30分
行政 (意見・苦情など) 予	行政相談委員	23日(火) 9時~12時
人権 (近隣問題など) 予	人権擁護委員	23日(火) 13時~16時
交通事故 予	交通事故相談員	25日(木) 13時~16時
労働・年金 予	社会保険労務士	22日(月) 13時~15時30分

6月の各種相談

相談名	日時・場所など	問い合わせ
消費生活	(月)~(金) 9時30分~16時 祝除	消費生活センター ☎(292)1000
子どもの養育	(月)~(金) 9時~17時 祝除	子育て相談課 ☎(235)4825
乳幼児の心身の発達 予	(月)~(金) 9時~16時 祝除 場 えびなこどもセンター	こども育成課 ☎(235)7885
不登校・いじめ・ 就学など	(月)~(金) 9時~16時30分、(土) 9時~11時30分(電話のみ) 祝除 他 来所相談は予約制	教育支援センターえびりーぶ ☎(234)8700
ボランティア・ 市民活動・NPO 予	6月の相談はお休みします	えびな市民活動センタービナレッジ ☎(259)8116
健康 予	6月の相談はお休みします	えびな市民活動センタービナスポ ☎(259)9450
体・歯 予	①3日(水)・22日(月)10時~12時②4日・18日(木)10時~12時 場 海老名市医療センター 他 ①医師②歯科医師が対応	えびな在宅医療相談室 ☎(231)8650
分譲マンション管理 予	6月の相談はお休みします	住宅公園課 ☎(235)9604
成年後見 (専門職相談) 予	第1(火)・第3(水)・第4(月)14時~16時、 第2(火)10時~12時(1組45分以内) 祝除 場 市役所西棟	海老名市社会福祉協議会 ☎(200)9833
障がい者	場 地域活動支援センター結夢・相談支援事業所びーな'S	障がい福祉課 ☎(235)4812
DV・女性	(月)~(金) 8時30分~16時30分 祝除 他 女性相談員が対応	相談専用 ☎(231)2224
心の病気・認知症・ 依存症など 予	25日(木) 13時30分~16時30分 場 市役所704会議室	厚木保健福祉事務所 ☎(224)1111
ひとり親	(月)~(金) 9時~16時 祝除 他 母子・父子自立支援員が対応	相談専用 ☎(235)4504
若者(ひきこもりなど) 予	(月)~(金) 8時30分~17時15分 祝除 場 えびなこどもセンター2階	若者支援室 ☎(235)8411
自立支援	(月)~(金) 8時30分~17時15分 祝除 場 市役所西棟	生活支援課 ☎(235)9015

その他各種相談

相談日時は変更になる場合があります。

相談先	日時	問い合わせ
厚木年金事務所 予 (一部)	(月) 8時30分~19時、(火)~(金) 8時30分~17時15分、 第2(土) 9時30分~16時 祝除	☎(223)7171 厚木市栄町1-10-3
相模大野年金相談センター(面談)	(月) 8時30分~19時、(火)~(金) 8時30分~17時15分、 第2(土) 9時30分~16時 祝除	☎042(701)8515 相模原市南区相模大野3-8-1
ねんきんダイヤル(電話)	(月) 8時30分~19時、(火)~(金) 8時30分~17時15分、 第2(土) 9時30分~16時 祝除	☎0570(05)1165
ねんきん定期便・ねんきんネットなど 専用ダイヤル	(月)~(金) 9時~19時、第2(土) 9時~17時 祝除	☎0570(058)555
かながわ中央消費生活センター	(月)~(金) 9時30分~19時、(土) 9時30分~16時30分	☎045(311)0999 消費者ホットライン ☎188
暴力団相談コーナー	(月)~(水) 9時~16時、(木) 9時~12時 祝除	☎(292)0880

民生委員・児童委員はあなたの身近な相談相手

市民福祉政策課 ☎(235)4820

地域福祉を支える民生委員・児童委員(以下民生委員)は住民の身近な相談相手です。誰もが安心して生活できるように、住民の生活・介護・子育てなど相談内容に応じた福祉サービスの情報提供や、行政などの関係機関へつなぐ「パイプ役」として活動しています。

現在、市内では156人の民生委員が決められた担当区域で活動しています。この中には児童福祉を専門に担当する主任児童委員が12人います。

156人の民生委員が活動

このほか、民生委員は6地区(北部・東部・中央・中部・西部・南部)のブロックで協議会を組織し、それぞれの地域の特性に合わせた活動を行っています。

民生委員の主な活動
● 地域の見守り

本人や家族からの相談を受けることから活動が始まります。「戸戸は開いているか」「部屋の電気はついていないか」など、いろいろなお話を気に掛けながら地域を見守っています。



地域のひととの交流を大切に(令和元年12月撮影)

● 子どもや子育てをサポート

民生委員は児童委員を兼務しています。時には主任児童委員と一緒に登下校中の子どもたちの見守りや子育てサロンへ参加するなど、子どもや子育てに関する支援を行っています。



登下校中の子どもたちを見守る(令和2年2月撮影)

● 住民の相談相手

福祉に関する相談に応じています。民生委員には民生委員法による守秘義務が課せられているため、活動上で知った個人のプライバシーは厳守します。
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面は電話相談が中心となります。

気軽にご相談を



青いビブスで活動

お困り事は気軽に民生委員にご相談ください。お住まいの地域の民生委員は福祉政策課で紹介します。